

新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」(仮称)の制定を求める意見書

本県議会においては、平成4年3月、「沖縄県における駐留軍用地の返還及び跡地利用の促進のための制度上の措置に関する意見書」を可決するなど、国を初め関係団体に要請してきたところであり、その結果、復帰してから23年目に当たる平成7年、議員立法により「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」が成立し施行された。

しかしながら、この法律を施行するに当たり、1. 原状回復、2. 基地内への立ち入り、3. 納付金等の課題が惹起し、現行制度のもとではこれらの課題を解決するには不十分であることが明らかになった。

のことから、平成11年7月、本県議会は「駐留軍用地跡地利用の円滑な推進に関する意見書」を可決し、新たな法律の制度を確立するよう要請したが、国は現行法律を改正することなく、新たに「沖縄振興特別措置法」第7章に「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」として成文化し、同法の上位法と位置づけ、附則で期限延長を行った。

しかし、新たに成立した現行法施行後においても、返還軍用地から不発弾、汚染物質等が発見されるなど、十分に対応することができず、跡地利用に大きな支障を来し、使用収益まで長期間を要しているところである。

このような経過から、県及び関係市町村は「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」を策定して、新たな法律の制定を国へ要請した。

ところが、国は去る9月26日の沖縄政策協議会沖縄振興部会で、駐留軍用地の跡地利用に関する規定を一元化した新たな法律の整備を検討するとし、税制改正においても県の要望を取り入れたものの、いまだ不十分である。

復帰40年目を迎える今日、自立経済実現のためには、今後予定される大規模な基地の跡地利用の成功が絶対要件である。

よって、本県議会は、沖縄県の策定した「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」を国の責務として制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月13日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

あて